

(仮称) 宮越・湯ノ岱風力発電事業 計画段階環境配慮書に対する質問事項及び事業者回答

1. 全体に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
1-1	-	前倒し調査	1次	本事業に関し、アセス手続き迅速化等を目的とし、環境に関する前倒し調査を実施している又は実施を検討している場合、環境要素ごとに調査の実施時期や内容をご教示ください。	前倒し調査について、2024年11月より鳥類（希少猛禽類）の定点調査を実施しています。
1-2	-	図書の公表	1次	貴社ウェブサイトにおける、配慮書のインターネットでの公表期間は縦覧期間のみとしていたほか、電子縦覧図書のダウンロードや印刷について不可としていました。これらについて、図書の公表に当たっては、広く環境保全の観点から意見を求められるよう、印刷可能な状態にすることや縦覧期間終了後も継続して公表することにより、利便性の向上に努めることが重要と考えますが、事業者の見解を伺います。 なお、環境省は、縦覧又は公表期間を超えると、環境影響評価図書の閲覧ができなくなっていることを踏まえ、国民の情報アクセスの利便性向上や情報交流を図ること等を目的に「環境影響評価図書の公開について」（環境省大臣官房環境影響評価課長通知、H30. 4. 1 施行 R4. 6. 30改訂）を発出し、事業者の協力を得て、環境影響評価図書の公開を進めることとしていることを踏まえてご回答願います。	ご指摘のとおり、情報アクセスの利便性の向上は重要であると考えておりますが、縦覧期間後の環境影響評価図書の継続的な公表については、ノウハウや技術流出による競争力の低下に繋がるため、控えさせていただいております。 一方で、地域住民の皆様との情報交流は重要であると捉えておりますので、事業計画や配慮書手続の概要を記した「計画段階環境配慮書のあらまし」を、配慮書縦覧期間中に縦覧箇所において配布することや、縦覧期間後も中部電力ホームページにおいて閲覧及びダウンロードを可能としています。なお、北海道電力及びカナデビアのホームページにも中部電力の当該ホームページへのリンクを掲載していますので、各社ホームページからもアクセスすることが可能です。 今後も引き続き、地域住民の皆様へは積極的なコミュニケーションを図り、事業計画の説明を丁寧に行い、ご理解を得られるよう努めていきます。
1-3	-	相互理解促進	1次	関係自治体や住民の事業への理解を得るために、積極的な情報提供が必要と考えますが、現時点で事業者が考える相互理解の促進方法をご教示ください。	関係自治体や住民の皆様には事業についてご理解いただくことは大変重要と考えており、自治体への情報提供はもとより、自治会や地権者をはじめとした地域の皆様に対しても個別に事業計画を説明し、単に事業の推進の観点によらずご意見を伺う等、様々な観点で取り組みを進めています。 今後とも、可能な限り丁寧な説明やご理解が深まる機会の創出に努めるとともに、幅広くご意見を伺いながら頂戴したご意見に真摯に対応させていただくこと等を通じ、相互理解が深まるよう努めていきます。

2. 「第2章 第一種事業の目的及び内容」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-1	3	2.1 第一種事業の目的	1次	カーボンニュートラルとネイチャーポジティブは、同時に達成を目指すべき目標であると考えられますが、本事業におけるネイチャーポジティブに係る取組に対する事業者の見解をご教示ください。 また、方法書以降の図書においては、ネイチャーポジティブに係る取組についても記載されることを想定されているかをご教示ください。	環境影響評価の手続を通じて、動物・植物の種の保全や外来種対策、生態系の機能の維持等を適切に実施することがネイチャーポジティブに係る取組と認識しています。なお、方法書以降の手続において、ネイチャーポジティブに係る取組の記載を検討します。
2-2	4	2.2.5 第一種事業に係る環境影響を受ける範囲であるとされる地域	1次	関係市町村は、上ノ国町のみとされていますが、第4.3-9図 主要な眺望点と可視領域の位置関係 (p247) によると、江差町、厚沢部町、木古内町、知内町及び福島町も垂直見込角1度の範囲に含まれています。このため、これらの町が関係市町村に該当するかについて、どのような検討をされたのかをご教示ください。	配慮書の作成にあたっては、江差町、厚沢部町、木古内町、知内町及び福島町に対して、事業者にて検討した垂直見込角1度の範囲及びその範囲に含まれる主な眺望点をご説明させていただき、その後、各町にご検討いただいたうえで関係自治体を含めることは必要はないというご回答をいただきました。その結果も踏まえて関係自治体に該当しないという判断をしました。なお、上ノ国町以外の各町にご説明した主な眺望点は観光パンフレットや町のホームページ等を参考に以下のとおり検討しました。（江差町）えさし海の駅開陽丸、かもめ島、道の駅江差・繁次郎浜、（厚沢部町）道の駅あさびら、太鼓山、松前氏城跡館城跡、（木古内町）薬師山、木古内の坊公園、道の駅みそぎの郷きこない、みそぎ浜、北海道新幹線ビュースポット、（知内町）重内展望台、小谷石展望台、矢越山荘、道の駅しりうち、（福島町）大千軒岳

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-3	6	第2.2-2 図 事業実施想定 区域の位置	1次	範囲ではなくラインで示されている道路の箇所について、それぞれ既存の道路から左右何m程度の拡幅等の 改変工事を行う可能性があるのか、現時点の想定で構 いませんのでご教示ください。	現時点では工事計画の熟度が低いことから具体的には お示しできませんが、今後、輸送路調査ほか各種調査 の結果等を踏まえて、工事に必要な道路幅員等を定 め、拡幅の要否と程度を検討します。
2-4	13	第2.2.-6図 事業実施想定 区域の検討手 順	1次	①法令等の制約を受ける範囲として、土砂災害防止法 に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域 について、確認されなかった理由をご教示ください。 ②第2.2-9図には、記念保護樹木の位置が示されていま すが、確認された法令名をお示しください。 また、当該情報について、どのような制約を受けると の考えから確認されたのかをご教示ください。	①配慮書第2章の「事業実施想定区域の検討手法」にお いては、保安林や砂防指定地、指定文化財のような開 発規制に関わる指定地等を対象としています。なお、 土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土 砂災害警戒区域については、配慮書第3章の環境法令等 の整理において指定区域を把握しています。 ②記念保護樹木については、「北海道自然環境等保全 条例」により、郷土の記念のための保護が必要とされ ていることもあり法令等の制約を受ける範囲の確認の 対象としました。 また、事業実施想定区域周辺には記念保護樹木である 「逆さ水松（上ノ国町桂岡 愛宕神社）」が存在し、 上記条例の制約を受ける可能性があるものとの考えか ら確認しています。なお、第2.2-6図「法令等制約」及 び下部注釈において記載が不足していますので、方法 書において修正します。
2-5	16	第2.2-9図 法令等の制約 を受ける範囲	1次	凡例に「鳥獣保護区等」とありますが、「等」の内容 をお示しください。	「等」については、不要であるため方法書以降の手續 において削除します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-6	18	第2.2-2表 事業実施想定 区域の設定の 検討結果の概 況	1次	<p>①鳥獣保護区及び埋蔵文化財包蔵地について、「事業実施想定区域に存在する範囲を可能な限り小さくなるよう検討」したとされていますが、除外が可能であるかについて、どのような検討をされたのかを具体的にお示しいただき、事業実施想定区域とこれらの範囲が重複しないような区域設定ができなかった理由をご教示ください。</p> <p>②保安林について、「事業実施想定区域に存在する範囲を可能な限り小さくなるよう検討」したとされていますが、事業実施想定区域の大半が保安林となっています。 第3章では、水源かん養保安林及び土砂流出防備保安林が事業実施想定区域内に存在するとされています（P184）が、保安林との重複範囲について、具体的にどのような検討を行った結果、現在の区域設定よりより小さくすることができなかつたのかをご教示ください。 また、保安林を所管する関係機関との協議状況についてもご教示ください。</p> <p>③住宅等について、「事業実施想定区域に存在しないよう」検討する必要はないと判断された理由をご教示ください。</p> <p>④住宅等について、「事業実施想定区域に存在する住宅等を可能な限り小さくなるよう検討」したとされていますが、除外が可能であるかについて、どのような検討をされたのかを具体的にお示しください。</p> <p>⑤住宅等について、「風力発電機設置想定範囲との離隔が可能な限り広くなるよう検討した」とのことであり、第3.2-7図（P141）によると、最短の離隔距離は0.5kmとされていますが、十分な離隔があると判断された根拠をご教示ください。</p> <p>⑥検討対象エリアにおいて記念保護樹木が1箇所存在する（P12）ことについて、検討結果の概要をお示しください。 なお、事業実施想定区域内に記念保護樹木が存在するのかを明記願います。</p> <p>⑦植生自然度10及び9の範囲については、第3章以降（P116等）で示されていますが、事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲を設定するにあたり、これら植生自然度の高い範囲を確認し、除外することを検討されなかつた理由をご教示ください。</p>	<p>①鳥獣保護区及び埋蔵文化財包蔵地について、事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、風力発電機設置想定範囲にアクセスするための輸送路として道路拡張や改良を伴う既存道路の活用や、工事中の風力発電設備の土地の改変を伴う一時保管箇所としての活用等の可能性を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定しています。配慮書P18に記載のとおり、今後の事業計画、工事計画において、必要に応じさらに区域を絞り込むよう検討します。</p> <p>②保安林について、事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、風力発電機設置想定範囲にアクセスするための輸送路として道路拡張や改良を伴う既存道路の活用や、現地の地形条件から工事用道路の新設等の可能性のある範囲を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定しています。配慮書P18に記載のとおり、今後の事業計画、工事計画において、必要に応じさらに区域を絞り込むよう検討します。 また、保安林を所管する、渡島総合振興局西部森林室、北海道森林管理局檜山森林管理署のほか保安林範囲の土地を所有する地権者や関係機関の上ノ国町、檜山南部森林組合には事前に事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲についてご説明させていただいています。</p> <p>③住宅等について、事業計画や工事計画の熟度が低い現時点では、既存道路沿い及び住宅等に隣接する範囲を工事中の風力発電設備の土地の改変を伴う一時保管箇所としての活用等の可能性を広く考慮しつつも、可能な限り小さくなるよう事業実施想定区域を設定しています。なお、作図の都合上、住宅等が事業実施想定区域に含まれている箇所がありますが、住宅等を改変することは現時点では考えていません。配慮書P18に記載のとおり、今後の事業計画、工事計画において、必要に応じさらに区域を絞り込むよう検討します。</p> <p>④住宅等が多く存在する宮越地区、湯ノ岱地区及び小森地区においては、事業実施想定区域に含まれる住宅等が少なくなるよう事業計画、工事計画と照合しながら検討し、既存道路付近のみを事業実施想定区域として設定しました。</p> <p>⑤「風力発電施設に係る環境影響評価の基本的考え方に関する検討会報告書」（環境省、2011年）において、「苦情等を寄せている者のうち、風力発電設備から最も近い住宅までの距離は400m未満が最も多い」とされていることを踏まえると、配慮書で掲載している風力発電機の設置想定範囲から最寄りの住宅まで500mの離隔距離は妥当であると考えています。今後の方法書以降の手続では、住宅との離隔距離をさらに確保できるように風力発電機等の配置を検討します。</p> <p>⑥記念保護樹木（逆さ水松）は、事業実施想定区域に存在しないよう検討しました。</p> <p>⑦現時点では事業計画や工事計画の熟度が低いことから、改変の可能性のある範囲を広く設定しています。そのため配慮書第3章以降で掲載しているとおり、事業実施想定区域及び風力発電機設置想定範囲に植生自然度10及び9が分布していますが、植生自然度10については最も優先的に保全を図るべき植生と認識しているため、方法書以降の手続では、現地の状況をしっかりと確認し、必要に応じて専門家の意見もヒアリングのうえ、改変範囲から除外することを前提に検討します。また植生自然度9については配慮書P239に記載のとおり、方法書以降の手続において今後の事業計画、工事計画で可能な限り土地改変の最小化を図ることを検討します。 このように、今後の手続において土地改変の最小化を図る考えであるため、事業実施想定区域検討時には区域からの除外対象とはしませんでした。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-7	21	第2.2-3 表 風力発電機の概要	1次	<p>①バードストライクやバットストライクの発生を防止するために、カットイン風速やフェザリングを遠隔操作できる機種を選定することを検討されるでしょうか。現時点で、このような機種を選定する見込みについてご教示ください。</p> <p>②最大高さ、ローター直径及び地表からブレード下端までの高さの検討においては、今後、鳥類やコウモリ類など野生動物の飛翔高度を調査の上、バードストライクやバットストライク等を防止する観点も加味した上で検討されることを想定されているか、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>③ギアレスの風車等、騒音対策を施した機種を選定する見込みについてご教示ください。</p>	<p>①現時点では事業計画の熟度が低いため、機種選定の見込みについてはお示しできませんが、今後の検討においてバードストライクやバットストライクの発生の恐れがある場合は、それらの発生の防止のため、方法書以降の手続において専門家から助言・指導をいただきながら、風車の機種選定も含め対応を検討します。</p> <p>②現時点では風車の最大高さやローター直径等については、広く採用の可能性がある機種を考慮して記載しています。今後の検討においてバードストライクやバットストライクの発生の恐れがある場合は、それらの発生の防止のため、方法書以降の手続において専門家から助言・指導をいただきながら、風車の機種選定も含め対応を検討します。</p> <p>③騒音対策について、今後、住宅からの距離に留意して風力発電機の基数や配置を具体化しつつ対策を検討することを基本としますが、必要に応じギアレスの風車等、騒音対策を施した風車の機種選定も含め対応を検討します。</p>
2-8	22	2.2.9 第一種事業により設置される発電所の設備の配置計画の概要	1次	<p>風力発電機の配置計画は現在検討中とのことですが、方法書において風力発電機の設置予定位置を示すことについて、事業者の見解をご教示ください。</p> <p>なお、発電所に係る環境影響評価の手引においては、方法書の作成に関し、「発電所アセス省令では、配置計画は既に決定されている内容に係るものに限るとされているが、特に風力発電所については風車の配置の環境影響評価手法への関連性が高いことから、なるべく実現性の高い配置案を記載することが望ましい。」とされていることを踏まえた回答としてください。</p>	<p>風力発電機の配置計画について、今後、各種調査等を経て具体化する検討を行います。設置予定位置については、方法書においてお示しできるように努めます。</p>
2-9	22	1. 工事内容	1次	<p>①緑化について、早期緑化のために外来牧草を導入し、時間経過により自生種に遷移させる手法がありますが、多くは遷移によりこれらの外来牧草が消失することなく、残存しており、これらの残存個体群がなにかのきっかけで分布を拡大する可能性があります。また、これらの外来牧草は冬季も枯死せず残存していることから、特に積雪の少ない法面においてはエゾシカを誘引する要因となり、食害により当該区域における生物多様性の低下を招くリスクがあることから、持ち込まないことが重要と考えますが、今後、どのような緑化計画とすることを想定しているのか、事業者の見解を伺います。</p> <p>②在来種でも北海道では種苗会社等において緑化技術や知見が蓄積されています。事前に施工区周辺にて種子採取・育苗の期間が必要となりますので、早めに専門家に相談しながら緑化計画を立ててください。</p> <p>参考：生物多様性に配慮した緑化植物の取り扱い方に関するガイドライン2023（日本緑化工学会） https://www.jsrt.jp/tech/Tech_Files/teigen2019/guideline2023.pdf</p> <p>③資機材搬入路工事に、事業実施想定区域内における道路の新設又は既存道路の使用の計画について、現時点での想定がありましたら、図をご提示いただくなどしてご教示ください。</p> <p>また、同ルートは方法書では示されるのかをご教示ください。</p>	<p>①緑化の手法等については、早期緑化による生物多様性の低下リスクを鑑みて、専門家から助言・指導をいただくとともに関係機関（森林所有者や管理者等）と協議しながら検討します。</p> <p>②ご記載のとおり、今後の事業計画や工事計画において、斜面・法面緑化工を計画する場合、早期に専門家に相談のうえ、適切な緑化検討に努めます。</p> <p>③事業実施想定区域内における既存道路の使用の可能性がある範囲を別紙にお示しします（図2-9）。なお、現時点では事業計画、工事計画の熟度が低いため、道路の新設の計画についてはお示しできません。今後、道路管理者等と必要な協議を実施のうえ、新設する道路や使用する既存の道路の詳細を方法書においてお示しできるように努めます。</p>
2-10	22	3. 輸送計画	1次	<p>工事用車両の走行ルートの詳細は、現在検討中であるとして示されていませんが、方法書では示されるのかをご教示ください。</p>	<p>工事用車両の走行ルートについては、方法書においてお示しできるように努めます。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
2-11	24 25	1. 他事業風力発電所との関係	1次	<p>事業実施想定区域及びその周囲で稼働中もしくは計画中の他事業について、発電所の事業概要や、これまでの調査結果、バードストライク・バットストライクの発生状況等の情報は、本事業における環境影響の回避・低減に向けて有益なものとなると考えます。</p> <p>以上を踏まえ、</p> <p>①他事業の情報を入手し、環境影響評価に反映することは有効であると考えますが、現在までの協議状況についてご教示願います。</p> <p>②今後、他事業との環境影響の累積的影響の評価についてどのように対応していく予定かご教示願います。なお、累積的影響が懸念される環境要素の区分によって対応が異なる場合は区分別にご回答ください。</p>	<p>①北海道庁、環境省ホームページ等を用いて他事業の環境影響評価図書の確認や情報収集に努めています。が、他事業者と直接の情報共有は現時点では行っていないため、今後他事業者との情報共有に努め本事業への参考としていきます。</p> <p>②累積的影響の評価項目は、騒音、超低周波音、風車の影、動物（鳥類）、景観を想定しています。具体的な対応（予測評価手法等）は方法書以降で記載しますが、基本的には他事業の風車計画（風車位置・規模等）から影響分を算出して本事業の影響分と複合する手法を想定しています。</p>
2-12	25	第2. 2-14図 区域周辺における既設及び計画中の風力発電事業の概要	1次	<p>第2. 2-5表において稼働を開始しているとされている上ノ国第二風力発電所及び江差風力発電所について、方法書では情報収集の上、風車配置を明示するようにしてください。</p>	<p>ご記載のとおり、今後、情報収集を進めて方法書においてお示しできるように努めます。</p>

3. 「第3章 事業実施想定区域及びその周囲の概況」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-1	36	3. 騒音の状況 4. 振動の状況	1次	<p>環境騒音（振動）、自動車騒音（振動）の状況について、「調査結果は確認できなかった」とのことですが、それぞれどのような資料等を確認されたのかをご教示ください。</p>	<p>「騒音・振動の状況」（北海道ウェブサイト）の記載内容から、当該調査範囲内の騒音・振動の調査結果を確認しました。</p>
3-2	39	第3. 1-3図 主要な河川、湖沼及び海域の状況	1次	<p>風力発電機設置想定範囲内に河川が存在していますが、河川を改変する可能性があるのでしょうか。今後、風力発電機設置予定位置など、土地の改変区域を検討するにあたり、河川との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをご教示ください。</p>	<p>現時点では事業計画の熟度が低く風力発電機設置想定範囲については広く設定していることもあり、風力発電機設置想定範囲が河川に存在していますが、風力発電機の設置にあたって河川を改変することは考えていません。</p> <p>風力発電機の設置予定位置については、河川付近ではなく、山の尾根部付近を基本として検討します。</p>
3-3	40 42	(1) 河川の水質 (4) 地下水の水質 ③ダイオキシン類	1次	<p>2022年度における測定結果は確認できなかったとのことですが、どのような資料等を確認されたのかをご教示ください。</p> <p>なお、第3. 1-15・16表の出典である「公共用水域の水質測定結果（2022年度）」及び「地下水の水質測定結果（2022年度）」は、当該出典の、まえがきに記載されているとおり、水質汚濁防止法に基づき水質測定結果を公表するものであり、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく測定結果を公表するものではないことに留意願います。</p>	<p>「北海道環境白書' 24 資料編」（北海道、2024年）の記載内容から、当該調査範囲内のダイオキシン類の調査結果を確認しました。</p>
3-4	47	第3. 1-6図 表層地質図	1次	<p>風力発電機設置想定範囲内に断層が存在していますが、今後、風力発電機設置予定位置を検討するにあたり、断層との位置関係について、どのように検討されることを想定されているかをご教示ください。</p>	<p>風力発電機設置位置は今後具体化していきますが、現時点で当該断層については未検討のため、今後の風力発電機の設置検討や設備設計の結果に応じて、風力発電機設置位置を当該断層から一定の離隔を確保すること等を検討します。</p>
3-5	50	第3. 1-8図 文献その他の資料調査範囲	1次	<p>文献その他の資料調査範囲2次メッシュと1/111, 000分の図面の調査範囲に差がありますが、文献調査範囲が2次メッシュとなっている文献において、1/111, 000分の図面の調査範囲を網羅できるよう調査範囲を広げる必要はないか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>2次メッシュの対象範囲の設定にあたっては、事業実施想定区域を包含するよう考慮しています。一方で、ご記載のとおり1/110, 000分の図面（事業実施想定区域及びその周囲）を網羅すると上ノ国町境を超えるとともに、日本海側沿岸のデータを包含することになり、本事業地域の動植物相を整理するために適切ではないと判断しました。</p>
3-6	57	第3. 1-9図 コウモリの生息情報	1次	<p>事業実施想定区域及びその周辺にハイリスク種であるコヤマコウモリの分布情報がありますが、上ノ国町では風力発電機に衝突したと推定される本種個体が発見されており、専門家等からも「慎重に事前調査、モニタリングを実施した方が良い」との意見があります（P215）。</p> <p>また、区域周辺にはカグヤコウモリの分布情報もありますが、これらを踏まえて今後どのようにして事前調査を実施し、アセス手続における調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>コヤマコウモリやカグヤコウモリの分布情報及び風車への衝突事例を踏まえ、方法書以降の手続において、専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査、影響予測、保全対策の検討を行います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-7	58 ～ 71	動物の生息の状況	1次	EADASセンシティブティマップにおいて、事業実施想定区域がクマタカの生息情報により注意喚起レベルCの区域と重複しています。そのほか、ノスリの渡りルートや、海ワシ、ハチクマ等の各猛禽類の分布と重複している状況ですが、この情報を受け、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	クマタカ、ハチクマ等の生息情報、ノスリ等の渡りルートに関する情報を踏まえ、方法書以降の手續において、専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査、影響予測、保全対策の検討を行います。
3-8	72	第3.1-23図 シマフクロウの生息適地等	1次	事業実施想定区域がシマフクロウの生息適地と重複しています。夜行性の鳥類の生息状況は正確な把握が難しいと思われませんが、今後どのように対応していく予定か、事業者の見解をご教示ください。	一般にICレコーダで鳴き声で確認し、生息状況を確認する方法が考えられますが、具体的には専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査方法の検討を行います。
3-9	85 ～ 99	(2) 植生の概要	1次	①事業実施区域南部及び東部において植生自然度9の子シマザサナ群落と重複していますが、この情報を受け、今後どのようにして調査、予測及び評価を実施していく予定か、事業者の見解をご教示ください。 ②現地調査の結果、確認された場合は極力伐採を回避することを想定している樹種や幹の太さ等があれば、ご教示ください。	①植生自然度9の子シマザサナ群落については、方法書以降の手續において、専門家から助言・指導をいただきながら、適切な調査、影響予測を行います。また、配慮書P239に記載のとおり、植生自然度10及び9の自然植生は、今後の事業計画で可能な限り土地改変の最小化を図ることを検討します。 ②現時点では伐採を回避する樹種等の検討は行っていませんが、方法書以降の手續において必要に応じ、専門家から助言・指導をいただきながら方針を検討します。
3-10	114	第3.1-29図 食物連鎖模式図	1次	二ホンアマガエルはその口径から考えて北海道に生息するトンボ類を捕食できないと考えられますが、食物連鎖模式図の配置について、事業者の見解を伺います。	配慮書p114に掲載した食物連鎖模式図は、北海道の動物、植物に係る文献資料等に基づき作成した概念的なものであり、ご記載の捕食箇所は、トンボ類を含めた小型昆虫類を捕食する動物として、二ホンアマガエルとともにノビタキを抽出して整理していますが、ご記載の内容も踏まえ、方法書以降の手續において食物連鎖模式図の修正を検討します。
3-11	117	第3.1-30図 (2) 重要な自然環境のまとまりの場	1次	宮越地区ブナ保護林 (https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/sr/tsr/akari/keikaku/hogorinhp/newpage3.html) はこの図郭内にはないのでしょうか。所管の森林室に確認したかどうかも含めてご教示ください。	上ノ国ブナの森保護林については、ご指摘の図郭内に存在します。別紙にてお示しします(図3-11)。現時点で渡島総合振興局西部森林室にヒアリングを行っていないため、今後ヒアリングを行い詳細を確認のうえ方法書において追記・修正いたします。
3-12	118 ～	3.1.6 景観及び人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	①景観資源、主な眺望点、主な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出するにあたり、上ノ国町へヒアリングをされたとのことですが、その概要をご教示ください。 ②景観資源、主な眺望点、主な人と自然との触れ合いの活動の場を抽出するにあたり、関係団体等へのヒアリングは実施しているのでしょうか。実施している場合はその概要を、していない場合は今後の実施することに対する事業者の見解について、現段階の想定で構いませんのでご教示ください。 ③上ノ国町ウェブサイトにおける「上ノ国町観光パンフレット」や、「自然・温泉スポット」のページ (https://www.town.kaminokuni.lg.jp/hotnews/category_sp/286.html) で紹介されている「上ノ国町国民温泉保養センター」について、事業実施想定区域内に位置しているかをご教示ください。また、当該保養センターを主な眺望点や、人と自然との触れ合いの活動の場として抽出する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	①配慮書の作成にあたっては、上ノ国町に対して、事業者にて検討した垂直見込角1度の範囲及びその範囲に含まれる景観資源、主な眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場についてご説明しました。その結果、主な眺望点については2地点(神明会館、ハンノキ地区緑地公園)追加するようにご指導をいただいたので、配慮書にはそれらの地点を反映しました。 ②上ノ国町にヒアリングは行っていますが、その他関係団体へのヒアリングは行っていません。上ノ国町へのヒアリングの際には、追加の地点等のご意見が生じた場合は改めてご意見をいただけるよう依頼をしていますが、上ノ国町に拘わらず、その他の関係団体等から追加の地点等のご意見をいただいた際は、方法書以降の手續において改めて検討を行います。 ③「上ノ国町国民温泉保養センター」については事業実施想定区域に含まれますが、上ノ国町のヒアリングの際には、当地については追加すべきというご意見が無かったこともあり、そのことも踏まえて抽出していません。今後、追加の地点等のご意見をいただいた際は方法書以降の手續において改めて検討を行います。
3-13	118 120	(1) 景観資源 (2) 主な眺望点	1次	人と自然との触れ合いの活動の場として選定されている「まんまる桜」を景観資源として抽出する必要はないか、また、「まんまる桜」を眺望できる地点を主な眺望点として抽出する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	「まんまる桜」については、上ノ国町のヒアリングの際に追加すべきというご意見が無かったこともあり、抽出していません。今後、追加の地点等のご意見をいただいた際は方法書以降の手續において改めて検討を行います。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-14	120	(2)主な眺望点	1次	人と自然との触れ合いの活動の場として選定されている「上ノ国町民スキー場」を主な眺望点として抽出する必要はないが、事業者の見解をご教示ください。	「上ノ国町民スキー場」については、上ノ国町のヒアリングの際に追加すべきというご意見が無かったこともあり、抽出していません。今後、追加の地点等のご意見をいただいた際は方法書以降の手続において改めて検討を行います。
3-15	122	2 人と自然との触れ合いの活動の場の状況	1次	①「まんまる桜」が事業実施想定区域に含まれるとのことですが、そのことを確認した時点で、事業実施想定区域の見直しをしなかった理由をお示しください。 また、上ノ国町の新名所となることが期待されているとのことですが、直接変更の可能性についての町や地元町内会への説明状況についてご教示ください。 ②星空観察が行われている場所では、風力発電所設置に伴い、航空障害灯により星座が確認できなくなるなど、その活動に支障が生じることが懸念されます。このため、以下の事項についてご教示ください。 (1)人と自然との触れ合いの活動の場として、星空観察が行われている場所を確認されたか (2)上記(1)において、確認したと回答された場合は、該当する場の有無 (3)上記(1)において、確認していないと回答された場合は、確認する必要性に対する事業者の見解 (4)星空観察が行われている場所がある場合、どのような対応を想定されているかについての事業者の見解	①現時点の配慮書手続においては、事業計画、工事計画の熟度が低いことから、変更の可能性のある事業実施想定区域を広く設定していることもあり、「まんまる桜」を事業実施想定区域に含めています。今後の事業計画において、可能な限り土地変更の回避又は最小化を図る検討を行います。 また、説明状況について、上ノ国町に対しては、「まんまる桜」を事業実施想定区域に含むことをご説明していますが、地元町内会の皆さまには現時点では事業計画の熟度が低いこともあり、ご説明は未実施です。 ② (1)星空観察が行われている場所の確認は行っていません。 (2)ー (3)上ノ国町ほか専門家等に星空観察が行われている場所の有無を確認します。 (4)星空観察が行われている場所がある場合は、利用状況(利用時期、利用者数、アクセス方法等)を把握し、人と自然との触れ合いの活動の場としての抽出を検討します。
3-16	135	第3.2-4図 農業用水の利用及び漁業による利用	1次	①事業実施想定区域内に農業用水の取水口や頭首工が存在しており、これらの地点における水質への影響が懸念されますが、今後、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。 ②事業実施想定区域の周辺に位置する農業用水の取水口(茂手内第1・第2取水口)の集水域についてお示しください。	①今後、工事計画を具体化させ、工事によって当該取水口や頭首工地点に対して水の濁りによる影響が及びば現況調査や予測・評価において検討を行い、必要に応じ影響を回避・低減するように対策を講じていきます。 ②農業用水の取水口(茂手内第1・第2取水口)の集水域を別紙にお示しします(図3-16)。
3-17	136	3. 地下水の利用状況	1次	事業実施想定区域及びその周囲に住宅等が存在します(P141)が、飲用井戸の有無についての確認状況及び今後の対応方針をご教示ください。	配慮書P136に記載のとおり「令和4年度北海道の水道」(北海道、2024年)の確認及び上ノ国町へのヒアリングによると飲用井戸は無いとの結果でした。
3-18	141	第3.2-7図 環境の保全についての配慮が特に必要な施設及び住宅等の位置	1次	①事業実施想定区域の北東部(湯ノ岱温泉付近)の住宅等が密集している付近について、事業実施想定区域内に複数の住宅等が存在しているように見えるため、事業実施想定区域と住宅等の位置関係が分かる拡大図をお示しください。 その際、事業実施想定区域内に住宅等がある場合は、その旨を明示願います。 ②事業実施想定区域の北西部(小森～早瀬付近)について、事業実施想定区域内に複数の住宅等が存在しているように見えるため、事業実施想定区域と住宅等の位置関係が分かる拡大図をお示しください。 その際、事業実施想定区域内に住宅等がある場合は、その旨を明示願います。	①事業実施想定区域の北東部(湯ノ岱温泉付近)の住宅等の拡大図を別紙にお示しします(図3-18①)。当該図中の事業実施想定区域内には、10戸の住宅等が存在します。 ②事業実施想定区域の北西部(小森～早瀬付近)の住宅等の拡大図を別紙にお示しします(図3-18②)。当該図中の事業実施想定区域内には、1戸の住宅等が存在します。 また、上記①、②に示した以外には事業実施想定区域内に存在する住宅等はありません。 以上①、②より、配慮書P140において、「事業実施想定区域内に1戸の住宅が存在する」と記載していますが、正しくは「事業実施想定区域内に11戸の住宅等が存在する」となります。 なお、現時点では住宅等の居住実態を詳細に確認はしていないため、対象事業実施区域の検討において住宅等の居住実態を調査のうえ戸数を正確に反映し、方法書に記載します。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
3-19	143 144	第3.2-20表 産業廃棄物処理施設数 第3.2-8図 施設の分布状況	1次	処理（許可）業者名簿を出典とされていますが、当該名簿から、本社住所以外に産業廃棄物処理施設の所在地も確認できるのでしょうか。 中間処理施設及び最終処分場の所在地をどのように確認されたのかをご教示ください。	出典とした産業廃棄物処理業者の名簿から事業地から50km圏内の檜山振興局及び渡島振興局の事業者を抽出し、ホームページから処理施設の位置を確認し、50km圏内に存在する中間処理施設及び最終処分場を抽出しました。
3-20	179	②埋蔵文化財包蔵地	1次	①第3.2-53表のうち、番号38及び40等が事業実施想定区域内に含まれるとのことですが、他にどの地点が区域に含まれているのか、「等」を具体的にご教示ください。 ②事業実施想定区域に埋蔵文化財包蔵地が含まれることについて、今後、対象事業実施区域の検討にあたり、どのような対応を想定されているか、事業者の見解をご教示ください。	①事業実施想定区域内で位置情報がある埋蔵文化財包蔵地は、「38小森遺跡」、「40宮越遺跡」、「41湯ノ岱遺跡」、「43湯ノ岱3遺跡」です。事業実施想定区域内に隣接し、一部が含まれる可能性がある埋蔵文化財包蔵地は、「39早瀬遺跡」、「44上の沢遺跡」です。 ②埋蔵文化財包蔵地については、可能な限り変更しないように対象事業実施区域を検討しますが、工事が必要となった場合は、文化財保護法に基づく北海道教育委員会、上ノ国町教育委員会への事前届出等の必要な手続を行います。
3-21	186 187	第3.2-16図 土砂災害（特別）警戒区域の指定状況 第3.2-17図 山地災害危険区域の指定状況	1次	①事業実施想定区域内に土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や山地災害危険区域が存在しているとのことですが、これらの区域を確認した後、事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の見直しをしなかった理由をご教示ください。 また、今後、対象事業実施区域や風力発電機の設置位置検討に当たり、どのような対応を想定されているのかをご教示ください。 ②土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域や山地災害危険区域に関し、関係機関との協議状況をご教示ください。	①事業実施想定区域や風力発電機設置想定範囲の設定にあたっては、保安林や砂防指定地、指定文化財のような開発規制に関わる指定地等を対象としたため、建築物の構造や宅地等に関する規制が主である土砂災害防止法に基づく土砂災害特別警戒区域及び土砂災害警戒区域は考慮しませんでした。ただし、今後の事業計画の検討にあたっては、可能な限り変更しない事業計画を検討します。 ②現時点では事業計画の熟度が低いこともあり、関係機関との協議は未実施です。今後、事業計画を具体化させるうえで土砂災害警戒区域については北海道檜山振興局と、山地災害危険区域については北海道森林管理庁檜山森林管理署（国有林）及び北海道檜山振興局（民有林）と、適切な時期に必要なに応じて協議を行います。また、国有林内の山地災害危険地区について図書に記載していなかったため、別紙にお示しします（図3-21②）。

4. 「第4章 第一種事業に係る計画段階配慮事項に関する調査、予測及び評価の結果」に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-1	215 ～ 217	③専門家へのヒアリング【動物】	1次	動物の専門家へのヒアリング対象が哺乳類（コウモリ類含む）及び鳥類のみとなっていますが、他の分類群についても聴取する必要はないか、事業者の見解をご教示ください。	配慮書の予測では、動物分類群のうち保全上特に重要となる鳥類及びコウモリ類の専門分野の専門家にヒアリングを行いました。なお、方法書以降では、その他動物の分類群の専門家へのヒアリングを検討します。
4-2	221 239	(3)方法書以降の手續きにおいて留意する事項【動物】【生態系】	1次	①天の川鳥獣保護区を改変する場合として、現時点で、どのような改変（樹木の伐採や道路造成の程度など）を想定されているのかをご教示ください。 ②「動物の生息状況を適切に把握できる現地調査を実施」とありますが、方法書では踏査ルートは示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。	①天の川鳥獣保護区付近については、現時点では工事中の風力発電設備の一時保管箇所として使用する可能性を検討しています。一時保管箇所として使用する場合は整地及び敷鉄板敷設等による平場造成に伴う改変が考えられますが、天の川鳥獣保護区以外の場所に一時保管箇所を設けることを検討することで、今後の工事計画において天の川鳥獣保護区の改変は可能な限り回避するように検討します。 ②動物の調査方法について、方法書では分類群ごとに調査地点、踏査ルートを掲載する予定です。

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-3	229	③専門家へのヒアリング【植物】	1次	<p>①道内では当該地で見られないような特有の自然環境がある旨の意見が出ていますが、ブナ林やスギ・ヒノキ植林のほかに、文献情報等で当該地特有の種・群落で把握しているものがあればご教示ください。</p> <p>②地元学芸員との連携に関する意見がありますが、そのような専門家の有無は現段階で確認しているのでしょうか。していない場合は、どの段階までに確認するのかをご教示ください。</p>	<p>①特定植物群落のヒノキアスナロ、アオトドマツの自生地のほか、トウヒ（エゾマツの変種）の自然植生等が特有と考えられますが、その他についても現地調査で把握していきます。</p> <p>②上ノ国町教育委員会に所属の学芸員の中に植物のご知見がある学芸員がいることを確認していますが、現時点では未連携です。</p>
4-4	231 237	(3)予測結果【植物】 【生態系】	1次	<p>巨樹・巨木林として整理されているハルニレが事業実施想定区域周辺に存在しており、本文では区域内に存在していないとしていますが、事業実施想定区域とどの程度の離隔があるのか、また、大型資材搬入の際に影響はないのか、位置関係の詳細をご教示ください。</p>	<p>巨樹・巨木林「ハルニレ」の位置について、「巨樹・巨木林データベース」（環境省）の情報によると、事業実施想定区域の境界からの離隔は約40mと想定されるため、地形変化及び施設の存在による影響はないと予測します。なお、当該樹木は、小森集落内の山の神社の敷地内に存在しています。「ハルニレ」の位置図を別紙お示しします（図4-4）。</p>
4-5	232 239	(3)方法書以降の手続きにおいて留意する事項【植物】 【生態系】	1次	<p>①重要な種の生育環境について、「適切に把握できる現地調査を実施」とありますが、方法書段階では踏査ルートやコドラートといった調査地点は示されるのでしょうか。方法書段階で適切な調査手法となっているのか確認するためにも調査地点を明示することが必要と考えますが、事業者の見解を伺います。</p> <p>②先行植生調査や方法書以降に実施する植生調査において、植生自然度8の範囲が確認された場合に、どのような対応を想定されているかをご教示ください。なお、植生自然度8については、将来的には自然植生に戻ると想定されるものであることを踏まえ、ご回答ください。</p>	<p>①植物の調査方法について、方法書では任意踏査ルート、方形区（コドラート）調査地点を掲載する予定です。</p> <p>②植生自然度8の群落についても、方法書以降の手続きにおいて、適切な調査、影響予測を行います。また、専門家から助言・指導をいただきながら、その結果に応じて、植生自然度10及び9の自然植生と同様に、今後の事業計画で可能な限り土地変化の最小化を検討します。</p>
4-6	248	(3)方法書以降の手続きにおいて留意する事項【景観】	1次	<p>①景観資源の「天の川」について、土地変化の回避または最小化を図るとされていますが、回避を優先的に検討されるのか、事業者の見解をお示しください。また、改変する場合として、現時点で、どのような改変（河川の変更や樹木の伐採の程度など）を想定されているかをご教示ください。</p> <p>②フォトモニタージュ法についての記載がありますが、地域住民や観光客、関係団体等へフォトモニタージュを提示したアンケート調査を実施し、その結果を踏まえて風力発電機の基数、配置等を検討することを想定されているかについて、ご教示ください。</p>	<p>①「天の川」については、工事中の風力発電設備の輸送ルートとして使用する可能性を検討しています。輸送ルートとして使用する場合は仮設橋梁を設置する改変が考えられますが、他の輸送ルートについても検討することで、今後の工事計画において天の川の変更は可能な限り回避するよう検討します。</p> <p>②方法書以降の手続きにおいては、現地調査を実施のうえ、主要な眺望点からのフォトモニタージュを作成し景観への影響を確認する予定です。調査結果のアンケート実施については現時点で想定していませんが、自治体はもとより地域の皆さまに対し積極的なコミュニケーションを図り、丁寧な説明やご理解が深まる機会の創出に努めるとともに、幅広くご意見を伺いながら、頂戴したご意見を踏まえ風車発電機の基数、配置等を検討します。</p>
4-7	252	(3)方法書以降の手続きにおいて留意する事項【人触れ】	1次	<p>①「まんまる桜」について、土地変化の回避または最小化を図るとされていますが、回避を優先的に検討されるのか、事業者の見解をお示しください。</p> <p>②方法書作成にあたっては、「上ノ国町民スキー場」などの人と自然との触れ合いの活動の場についても、アクセスルートと工事用車両の走行ルートが重複する可能性を考慮し、調査地点の候補として検討されるのか、事業者の見解をご教示ください。</p>	<p>①土地変化の回避を優先的に検討します。</p> <p>②人と自然との触れ合いの活動の場について、現時点では工事計画の熟度が低いため、今後具体化のうえ、人と自然との触れ合いの活動の場のアクセスルートと工事用車両の走行ルートが重複する可能性がある場合は、調査地点の候補とすべきかの検討を行います。</p>

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
4-8	254 255	第4.4-1表 計画段階配慮事項の評価結果及び方法書以降の手續きにおける留意事項	1次	<p>方法書以降の手續きにおける留意事項に「可能な限り土地改変の最小化を図る」とあります。</p> <p>①景観及び人と自然との触れ合いの活動の場については土地改変の回避についても留意していますが、動物・植物・生態系において、「天の川鳥獣保護区」及び「まとまりのある自然植生（植生自然度10及び植生自然度9）」についても改変範囲を検討する前に、改変しない計画とすることを検討するべきではないでしょうか。事業者の見解をお示しください。</p> <p>②「可能な限り」とは、どの程度の改変に抑えることを指すのか、現段階の想定で構いませんので、それぞれの項目毎（動物、植物、生態系）に具体的な内容をご教示ください。</p>	<p>①ご指摘の内容を踏まえ、「天の川鳥獣保護区」及び「まとまりのある自然植生（植生自然度10及び植生自然度9）」は方法書以降の手續において可能な限り回避を含めた土地改変の最小化を検討します。</p> <p>②現時点では工事計画の熟度が低く、お示しできませんが、土地改変の回避または最小化を実現するために風力発電機の基数・配置、改変区域等を検討します。</p>

5. その他に関する質問

番号	頁	項目等	区分	質問事項	事業者回答
			1次		